

保 存 版

令和6年4月16日

保 護 者 様

大阪市立福島小学校
校長 土井 一弘

非常変災時等の措置及び災害発生時の児童引き渡し・引き取り方法について

これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。また、裏面に災害発生時の児童引き渡し・引き取り方法についても記載していますので、ご確認をお願いいたします。

記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 福島区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室ツイッター

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）

○NHK速報

○緊急速報メール（当該区にいらっしゃる方のみ）

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

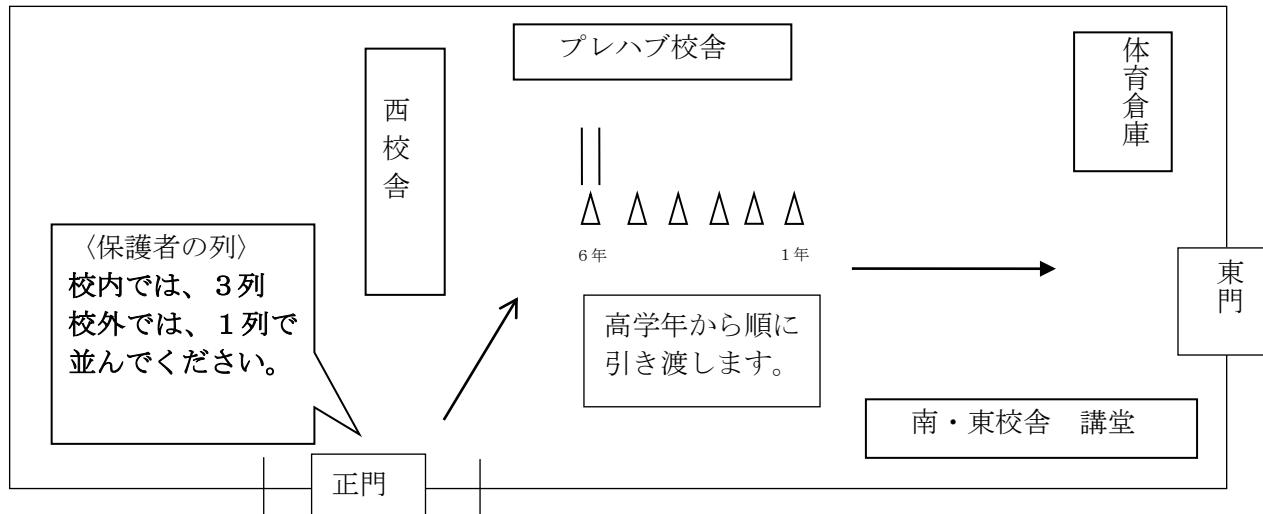
エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもししくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル4（全員避難）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

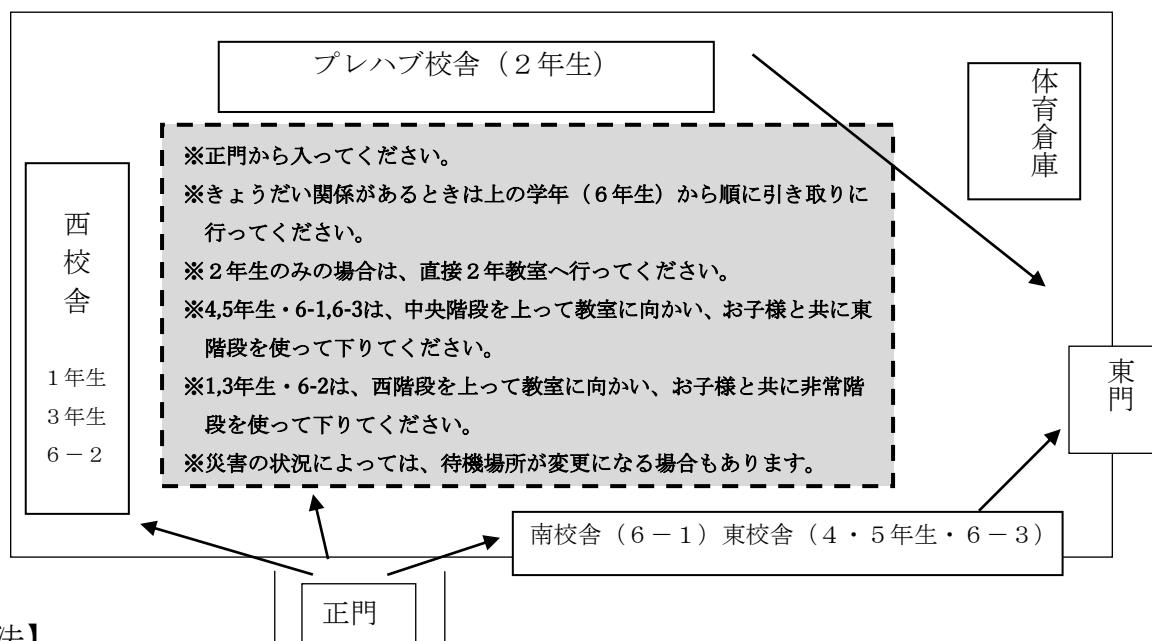
※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

【災害発生時の児童引き渡し・引き取り方法】

運動場で実施する場合



各教室で実施する場合（雨天時など）



【方 法】

- ① 災害が発生し、学校で児童の引き渡し・引き取りが必要となった場合は、ミマモルメにて文書配信を行います。
※メールなどが送受信できなくなることも想定されるため、その際は津波警報の解除など安全が確認できた時点で、学校に向かってください。
- ② 正門から学校に入る。
- ③ 引き渡し・引き取りを行う。
※ きょうだい関係がいる場合は、上の学年のお子さんから引き渡しとなります。教職員が引き取りに来た人について児童に確認し、確認できたら引き渡します。
- ④ 東門から下校する。